

東海旅客鉄道株式会社 I Cカード乗車券運送約款の一部改正（利用エリアの拡大等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
目次	目次
第1章 総則（第1条—第17条）	第1章 総則（第1条—第17条）
(中略)	(中略)
第3章 TOICA定期券（第32条— <u>第43条</u> ）	第3章 TOICA定期券（第32条— <u>第43条の2</u> ）
(中略)	(中略)
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号）第2条第1項第15号に定めるEX-ICカード等として使用する場合（以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。）については、EXサービス運送約款の定めるところによります。	第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款（平成20年3月社通達第73号）第2条第1項第15号に定めるEX-ICカード等として使用する場合（以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。）については、EXサービス運送約款の定めるところによります。
(中略)	(中略)
3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。	3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。
注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。	<u>(注)</u> 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。
(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）	(1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）
(中略)	(中略)
4 前各項の <u>定め</u> にかかわらず、第3条 <u>第10号</u> に規定するSFを使用した商品購入等については、TOICA電子マネー取扱約款（平成21年12月社通達第66号）の定めるところによります。	4 前各項の <u>規定</u> にかかわらず、第3条 <u>第11号</u> に規定するSFを使用した商品購入等については、TOICA電子マネー取扱約款（平成21年12月社通達第66号）の定めるところによります。
(用語の意義)	(用語の意義)
第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。	第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。
(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。	(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。
(中略)	(中略)
(3) 「TOICA」とは、ストアードフェアカードの機能のみをもつ当社が <u>発売</u> するICカード乗車券及び第6号に定めるEX-ICカード（TOICA機能付き）をいいます。	(3) 「TOICA」とは、ストアードフェアカードの機能のみをもつ当社が <u>発行</u> するICカード乗車券及び第6号に定めるEX-ICカード（TOICA機能付き）をいいます。
(中略)	(中略)
(7) 「TOICA定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び	(7) 「TOICA定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び

現行	改正
<p>使用者の記名を行ったものであって、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ当社が発売するICカード乗車券をいいます。</p> <p>(8) 「小児用TOICA定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行ったものであって、小児の記名人のご利用に供するTOICA定期券をいいます。</p> <p>(9) 「自動改札機」とは、TOICA乗車券の改札を行う改札機をいいます。</p> <p>(10) 「SF」とは、ストアードフェアカードの機能によりTOICA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。</p> <p>(11) 「チャージ」とは、TOICA乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。</p> <p>(12) 「デポジット」とは、ICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。</p> <p>(13) 「乗車券類等」とは、TOICA乗車券用の自動券売機によりSFと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券、並びに当社が別に認めたものをいいます。</p> <p>(14) 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）をいいます。</p> <p>(15) 「新幹線停車駅」とは、新幹線の特別急行列車の停車駅をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(契約の成立時期及び適用規定)</p> <p>第4条 TOICA乗車券に関する契約の成立時期は、TOICA乗車券を購入したときとします。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）に関する契約の成立時期は、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）を発行したときとします。</p> <p>2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。（TOICA定期券における定期乗車券部分を除きます。）また、第8条第3項の規定により乗車券類等との引換え</p>	<p>使用者の記名を行ったものであって、定期乗車券の機能のみ又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつ当社が発行するICカード乗車券をいいます。</p> <p>(8) 「小児用TOICA定期券」とは、券面に定期乗車券である旨の表記及び使用者の記名を行ったものであって、小児の記名人のご利用に供するTOICA定期券をいいます。</p> <p><u>(9) 「TOICA定期券の有効期間」とは、当該TOICA定期券に搭載された定期乗車券の有効期間をいいます。</u></p> <p>(10) 「自動改札機」とは、TOICA乗車券の改札を行う改札機であって、当社が別に定めるものをいいます。</p> <p>(11) 「SF」とは、ストアードフェアカードの機能によりTOICA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。</p> <p>(12) 「チャージ」とは、TOICA乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。</p> <p>(13) 「デポジット」とは、ICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。</p> <p>(14) 「乗車券類等」とは、TOICA乗車券用の自動券売機によりSFと引き換えに発売する旅客規則に定める乗車券類及び入場券、並びに当社が別に認めたものをいいます。</p> <p>(15) 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）をいいます。<u>ただし、旅客規則第16条の2第1項の規定にかかわらず、東海道本線及び山陽本線と同一の線路としての取扱いはいりません。</u></p> <p>(16) 「新幹線停車駅」とは、新幹線の特別急行列車の停車駅をいいます。</p> <p><u>(17) 「券面表示区間」とは、TOICA定期券又は旅客規則に定める乗車券類の券面に表示された有効区間をいいます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(契約の成立時期及び適用規定)</p> <p>第4条 TOICA乗車券に関する契約の成立時期は、TOICA乗車券を購入したときとします。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）に関する契約の成立時期は、当該EX-ICカード（TOICA機能付き）を発行したときとします。</p> <p>2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。（TOICA定期券における定期乗車券の機能を除きます。）また、第8条第3項の規定により乗車券類等との引換</p>

現行	改正
<p>に使用する場合には、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。</p>	<p>えに使用する場合には、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。</p>
(中略)	(中略)
(利用エリア)	(利用エリア)
<p>第7条 当社線におけるTOICA乗車券の利用エリア（以下「利用エリア」といいます。）は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えてのご利用はできません。</p>	<p>第7条 当社線におけるTOICA乗車券の利用エリア（以下「利用エリア」といいます。）は別表第1に定める範囲とし、発着、経由とも利用エリアを越えてのご利用はできません。</p>
<p>2 前項の<u>定め</u>にかかわらず、当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）のうち別表第1の2に定める<u>他社線</u>であって当該別表に定める接続駅において乗り継ぐ<u>場合に限って</u>、当該他社線と利用エリアをまたがって乗車することができます。</p>	<p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）のうち別表第1の2に定める<u>ものに乗車する場合</u>であって、<u>当該別表に定める接続駅において当社線と乗り継ぐときは</u>、当該他社線と利用エリアをまたがって乗車することができます。</p>
<p>3 第1項の<u>定め</u>にかかわらず、第32条第2項又は第3項の規定により発売する<u>定期乗車券</u>は、<u>その券面表示区間内の駅</u>においてご利用できます。</p>	<p>3 第1項の<u>規定</u>にかかわらず、第32条第2項又は第3項の規定により発売する<u>TOICA定期券</u>は、<u>当該TOICA定期券の有効期間内に</u>券面表示区間内においてご利用できます。</p>
(使用方法)	(使用方法)
<p>第8条 TOICA乗車券を<u>用いて</u>乗車するときは、同一のTOICA乗車券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。</p>	<p>第8条 TOICA乗車券を<u>使用して</u>乗車するときは、同一のTOICA乗車券により旅行開始駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。</p>
(中略)	(中略)
<p>3 第1項の<u>定め</u>にかかわらず、TOICA乗車券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券は除きます。）は、次の各号により使用することができます。</p>	<p>3 第1項の<u>規定</u>にかかわらず、TOICA乗車券（定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。）は、次の各号により使用することができます。</p>
<p>(1) TOICA乗車券用の自動券売機で、TOICA乗車券に記録されているSFと乗車券類等とを引き換えること</p>	<p>(1) TOICA乗車券用の自動券売機で、TOICA乗車券に記録されているSFと乗車券類等とを引き換えること</p>
<p>(2) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面区間外まで乗車した場合に、TOICA乗車券用の自動精算機でTOICA乗車券に記録されているSFにより精算すること（TOICA定期券の使用は、旅行を開始した乗車券の<u>有効区間</u>とTOICA定期券の券面<u>に表示された有効区間</u>とが連続するときに限ります。）</p>	<p>(2) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面<u>表示</u>区間外まで乗車した場合に、TOICA乗車券用の自動精算機でTOICA乗車券に記録されているSFにより精算すること（TOICA定期券の使用は、旅行を開始した乗車券の<u>券面表示</u>区間とTOICA定期券の券面<u>表示</u>区間とが連続するとき<u>であって、かつ当該TOICA定期券の有効期間内</u>に限ります。）</p>
<p>(3) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面区間外をTOICA定期券により乗車（<u>券面に表示された有効区間内</u>に限ります。）した場合に、TOICA乗車券用の自動精算機でTOICA定期券の定期乗</p>	<p>(3) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面<u>表示</u>区間外をTOICA定期券により乗車（<u>当該TOICA定期券の券面表示</u>区間内に限ります。）した場合に、TOICA乗車券用の自動精算機でTOICA</p>

現行	改正
<p>車券機能を使用すること（旅行を開始した乗車券の<u>有効</u>区間とTOICA定期券の<u>券面に表示された有効</u>区間とが連続するときに限ります。）</p> <p>4 前項の場合であって、TOICA乗車券のSF残額が引き換える乗車券類等の運賃・料金に相当する額又は精算額に相当する額に満たない場合は、別に現金を当該自動券売機又は当該自動精算機に投入することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（発売箇所）</p> <p>第9条 TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX約款第1条第3項にいう「EXサービス公式ウェブサイト」に掲げる会員規約等（以下「<u>EX-ICサービス規約</u>」）に基づき取り扱うものとします。</p> <p><u>2 前項によるほか、第47条の規定により、他社がTOICA乗車券の発売を行う場合、その発売箇所は他社が別に定めます。</u></p> <p>（発売時間等）</p> <p>第9条の2 TOICA乗車券の発売、チャージ、再発行及び払いもどし等を取り扱う時間は、当社が別に定めます。</p> <p>（ご利用条件等）</p> <p>第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>3 次の各号の1に該当する場合には、TOICA乗車券は自動改札機で使用するできません。</p> <p>(1) 出場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が、第20条又は第33条の規定により減額する運賃相当額、<u>又は当該TOICA定期券のSF残額が、第35条の2第2項の規定により減額する新幹線自由席特急料金相当額に満たないとき</u></p> <p>(2) TOICA乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるTOICA乗車券の内容の<u>読み取り</u>が不能となったとき</p> <p>(3) <u>出場時に</u>自動改札機によって普通旅客運賃の減算ができない区間又</p>	<p>定期券の定期乗車券機能を使用すること（旅行を開始した乗車券の<u>券面表示</u>区間とTOICA定期券の<u>券面表示</u>区間とが連続するとき<u>であって、かつ当該TOICA定期券の有効期間内</u>に限ります。）</p> <p>4 前項の場合であって、TOICA乗車券のSF残額が引き換える乗車券類等の<u>旅客</u>運賃・料金に相当する額又は精算額に相当する額に満たない場合は、別に現金を当該自動券売機又は当該自動精算機に投入することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（発売箇所）</p> <p>第9条 <u>当社における</u>TOICA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。ただし、EX-ICカード（TOICA機能付き）は、EX約款第1条第3項にいう「EXサービス公式ウェブサイト」に掲げる会員規約等（以下「<u>EXサービス規約</u>」）に基づき取り扱うものとします。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>（発売時間等）</p> <p>第9条の2 <u>当社において</u>TOICA乗車券の発売、チャージ、再発行及び払いもどし等を取り扱う時間は、当社が別に定めます。</p> <p>（ご利用条件等）</p> <p>第10条 1回の乗車につき、2枚以上のTOICA乗車券を同時に使用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>3 次の各号の1に該当する場合には、TOICA乗車券は自動改札機で使用するできません。</p> <p>(1) 出場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が、第20条又は第33条の規定により減額する<u>片道普通旅客運賃相当額に満たないとき</u></p> <p><u>(2) 出場時に、当該TOICA定期券のSF残額が、第35条の2第2項の規定により減額する新幹線自由席特急料金相当額に満たないとき</u></p> <p>(3) TOICA乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるTOICA乗車券の内容の<u>読み取り</u>が不能となったとき</p> <p>(4) 自動改札機によって普通旅客運賃の減算ができない区間又は経路を</p>

現行	改正
<p>は経路を乗車したとき</p> <p>4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。</p> <p>(中略)</p> <p>(制限又は停止)</p> <p>第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。</p> <p>(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止</p> <p>(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法又は乗車する列車等の制限</p> <p>(中略)</p> <p>(ICカードの所有権)</p> <p>第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は、TOICA乗車券の発売箇所にかかわらず当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。</p> <p>2 TOICA乗車券が不要となったとき若しくは第14条の規定により失効したとき又は旅客がTOICA乗車券を使用する資格を失ったときは、旅客は当社が指定する駅にICカードを返却しなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前各項にかかわらず、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>(デポジット)</p> <p>第13条 当社はICカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)を貸与する際には、デポジットを収受しません。</p>	<p>乗車したとき</p> <p>(5) 国府津駅における入場時に、当該TOICA乗車券のSF残額が別に定める額に満たないとき。ただし、TOICA定期券を使用する場合であって、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内の駅から入場する場合を除きます。</p> <p>(6) 米原駅における入場時に、当該TOICA乗車券のSF残額がないとき。ただし、TOICA定期券を使用する場合であって、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間内の駅から入場する場合を除きます。</p> <p>4 <u>TOICA乗車券を使用して</u>乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。</p> <p>(中略)</p> <p>(制限又は停止)</p> <p>第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。</p> <p>(1) 発売又は再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限若しくは停止</p> <p>(2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法又は乗車する列車等の制限</p> <p>(中略)</p> <p>(ICカードの所有権)</p> <p>第12条 TOICA乗車券に使用するICカードの所有権は、TOICA乗車券の発売箇所にかかわらず当社に帰属し、当社はTOICA乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。</p> <p>2 TOICA乗車券が不要となったとき若しくは第14条の規定により失効したとき又は旅客がTOICA乗車券を使用する資格を失ったときは、旅客は当社が別に定める駅にICカードを返却しなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EXサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p> <p>(デポジット)</p> <p>第13条 当社はICカードを旅客に貸与する際に、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)を貸与する際には、デポジットを収受しません。</p>

現行	改正
<p>2 TOICA乗車券として貸与したICカードを旅客が返却した<u>とき</u>は、第14条、第23条、第24条又は第36条に定める場合を除き当社は前項に規定するデポジットを返却します。</p> <p>3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。 (TOICA乗車券の失効)</p> <p>第14条 TOICA乗車券は、次の各号の1に該当する取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。 (1) 発売(EX-ICカード(TOICA機能付き)にあつては発行) (中略) (5) TOICA定期券の払いもどし (中略)</p> <p>2 旅客は、前項により失効したTOICA乗車券のSFの返却を請求することはできません。 (チャージ)</p> <p>第15条 TOICA乗車券は、TOICA乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又はTOICA乗車券の発売窓口でチャージすることができます。 (中略)</p> <p>3 前各項によるほか、TOICA乗車券は、TOICA電子マネー取扱約款の規定に<u>より</u>、チャージすることができます。 (SF残額の確認)</p> <p>第16条 旅客は、TOICA乗車券のSF残額をTOICA乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又は自動改札機(入出場する場に限ります。)により確認することができます。 (SF利用履歴の確認)</p> <p>第17条 旅客はTOICA乗車券の利用履歴をTOICA乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機により次の各号に定めるとおり確認することができます。 (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱箇所又は運賃収受対象区間、取扱月日及び取扱後のSF残額、チャージを行った場合の取扱月日及び取扱後のSF残額、並びにSFを使用して商品購入等を行った場合の取扱</p>	<p>2 TOICA乗車券として貸与したICカードを旅客が返却した<u>場合</u>は、第14条、第23条、第24条又は第36条に定める場合を除き、当社は前項に規定するデポジットを返却します。</p> <p>3 デポジットを旅客運賃等に充当することはできません。 (TOICA乗車券の失効)</p> <p>第14条 TOICA乗車券は、次の各号の1に該当する取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合には失効します。ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。 (1) 発売(EX-ICカード(TOICA機能付き)にあつては発行) (中略) (5) TOICA定期券に搭載された定期乗車券の払いもどし (中略)</p> <p>2 旅客は、前項により失効したTOICA乗車券のSF及びデポジットの返却を請求することはできません。 (チャージ)</p> <p>第15条 TOICA乗車券(定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を除きます。以下本条及び次条において同じです。)には、当社が別に定めるTOICA乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又はTOICA乗車券の発売窓口でチャージすることができます。 (中略)</p> <p>3 前各項によるほか、TOICA乗車券には、TOICA電子マネー取扱約款の規定に<u>基づき</u>、チャージすることができます。 (SF残額の確認)</p> <p>第16条 旅客は、TOICA乗車券のSF残額を当社が別に定めるTOICA乗車券用の自動券売機、自動精算機、入金機又は自動改札機(入出場する場に限ります。)により確認することができます。 (SF利用履歴の確認)</p> <p>第17条 旅客は、TOICA乗車券の利用履歴を当社が別に定めるTOICA乗車券用の自動券売機又は自動精算機により次の各号に定めるとおり確認することができます。 (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱箇所又は普通旅客運賃収受対象区間、取扱月日及び取扱後のSF残額、チャージを行った場合の取扱月日及び取扱後のSF残額、並びにSFを使用して商品購入等を行った</p>

現行	改正
<p>月日及び取扱後のSF残額とします。</p> <p>(2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。<u>ただし、入金機による利用履歴の表示は、10件までとなります。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>場合の取扱月日及び取扱後のSF残額とします。</p> <p>(2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。</p> <p>(中略)</p>
<p>第2章 TOICA (TOICAの発売額)</p> <p>第18条 TOICAの発売額は2,000円(デポジット500円を<u>含む</u>。)です。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、<u>EX-ICサービス規約</u>に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することがあります。</p> <p>(中略)</p>	<p>第2章 TOICA (TOICAの発売額)</p> <p>第18条 TOICAの発売額は2,000円(デポジット500円を<u>含みます</u>。)です。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、<u>EXサービス規約</u>に基づき取り扱うものとします。</p> <p>2 前項の<u>規定</u>にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して<u>TOICA</u>を発売することがあります。</p> <p>(中略)</p>
<p>(記名式TOICAの発売)</p> <p>第19条 旅客は記名式TOICAの購入に際して、使用者の氏名、生年月日、<u>性別及び</u>その他の必要事項を別表第3に定める定期乗車券・TOICA定期券購入申込書(以下「購入申込書」といいます。)に記載し、提出しなければなりません。なお、小児用TOICAの購入に際しては、公的証明書等の提示により<u>申告内容</u>を証明しなければなりません。</p> <p>(中略)</p>	<p>(記名式TOICAの発売)</p> <p>第19条 旅客は記名式TOICAの購入に際して、使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を別表第3に定める定期乗車券・TOICA定期券購入申込書(以下「購入申込書」といいます。)に記載し、<u>記名式TOICAの発売箇所に</u>提出しなければなりません。なお、小児用TOICAの購入に際しては、公的証明書等の提示により<u>購入申込書に記載された氏名及び生年月日</u>を証明しなければなりません。</p> <p>(中略)</p>
<p>3 旅客は、記名式TOICAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所(以下「払いもどし取扱箇所」といいます。)に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書(以下「再発行等申込書」といいます。)を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、記名式TOICAの記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p> <p>(TOICAのSFの減額)</p> <p>第20条 TOICAを第8条第1項の規定により使用する場合、出場時にTOICAのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICAにあつては小児の片道普通旅客運賃を、そ</p>	<p>3 旅客は、記名式TOICAに登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを当社が別に定めるTOICA乗車券の払いもどしを行う箇所(以下「払いもどし取扱箇所」といいます。)に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、当社が別に定める申込書(以下「再発行等申込書」といいます。)を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、<u>当該</u>記名式TOICAの記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p> <p>(TOICAのSFの減額)</p> <p>第20条 TOICAを第8条第1項の規定により使用する場合、出場時にTOICAのSFから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICAにあつては小児の片道普通旅客運賃を、そ</p>

現行	改正
<p>の他のTOICAにあっては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。</p> <p>2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。</p> <p>(券面表示事項が不明の記名式TOICA)</p> <p>第21条 記名式TOICAは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。</p> <p>2 券面表示事項が不明となった記名式TOICAは、<u>これを記名式TOICAを発売する駅</u>に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICAの効力)</p> <p>第22条 第8条第1項の規定により使用する場合のTOICAの効力は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとします。この場合、利用可能人員は、小児用TOICAにあっては、1枚をもって小児1人、その他のTOICAにあっては、1枚をもって大人1人に限るものとします。ただし、TOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び記名式TOICAを除きます。)から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。</p> <p>(2) 前号の規定により乗車する場合で乗車経路が環状線1周とならないときは、利用エリア内に限りいずれの経路も乗車することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) EX-ICカード(TOICA機能付き)は、<u>EX-ICサービス規約</u>に規定する記名式EX-ICカードにおいては当該EX-ICカードの表面に記載された記名人、非記名式EX-ICカードにおいては会員が当該EX-ICカードを使用させる者として指定した者(以下「記名人等」といいます。)に限り使用できます。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICAが無効となる場合)</p>	<p>の他のTOICAにあっては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。</p> <p>2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア<u>及び東海道本線中国府津・熱海間の範囲</u>内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。</p> <p><u>(注) 東海道本線中国府津・熱海間は利用エリア外です。</u></p> <p>(券面表示事項が不明の記名式TOICA)</p> <p>第21条 記名式TOICAは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。</p> <p>2 券面表示事項が不明となった記名式TOICAの<u>記名人は、当該記名式TOICAを記名式TOICAの発売箇所</u>に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICAの効力)</p> <p>第22条 第8条第1項の規定により使用する場合のTOICAの効力は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車(<u>以下「片道乗車」といいます。</u>)に限り有効なものとします。この場合、利用可能人員は、小児用TOICAにあっては、1枚をもって小児1人、その他のTOICAにあっては、1枚をもって大人1人に限るものとします。ただし、<u>小児用TOICA以外の</u>TOICA(EX-ICカード(TOICA機能付き)及び記名式TOICAを除きます。)の<u>SF</u>から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。</p> <p>(2) 前号の規定により乗車する場合で<u>あって</u>、乗車経路が環状線1周とならないときは、利用エリア内に限りいずれの経路も乗車することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) EX-ICカード(TOICA機能付き)は、<u>EXサービス規約</u>に規定する記名式EX-ICカードにおいては当該EX-ICカードの表面に記載された記名人、非記名式EX-ICカードにおいては会員が当該EX-ICカードを使用させる者として指定した者(以下<u>これらを総称して</u>「記名人等」といいます。)に限り使用できます。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICAが無効となる場合)</p>

現行	改正
<p>第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。</p> <p>(1) 第10条第5項の規定に違反して乗車した場合 (2) 第10条第6項の規定に違反して乗車した場合 (3) 旅行開始後のTOICAを他人から譲り受けて使用した場合 <u>(4) 係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項によるほか、記名式TOICAにあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。</p> <p>(1) 記名人以外の者が使用した場合 (中略)</p> <p>(3) 氏名・生年月日を偽って購入した記名式TOICAを使用した場合 (中略)</p> <p>3 第1項によるほか、EX-ICカード(TOICA機能付き)にあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。 (中略)</p> <p>4 第1項<u>第1号</u>に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。 (中略)</p> <p>(TOICA不正使用未遂の場合の取扱方)</p>	<p>第23条 TOICAは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。</p> <p><u>(1) 係員の承諾を得ないで第7条の規定に違反して利用エリア外の区間を乗車した場合</u> (2) 第10条第5項の規定に違反して乗車した場合 (3) 第10条第6項の規定に違反して乗車した場合 (4) 旅行開始後のTOICAを他人から譲り受けて使用した場合</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項<u>の規定</u>によるほか、記名式TOICAにあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。</p> <p>(1) 記名人以外の者が使用した場合 (中略)</p> <p>(3) 氏名<u>又は</u>生年月日を偽って購入した記名式TOICAを使用した場合 (中略)</p> <p>3 第1項<u>の規定</u>によるほか、EX-ICカード(TOICA機能付き)にあつては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。 (中略)</p> <p>4 第1項<u>第2号</u>に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。 (中略)</p> <p>(TOICA不正使用未遂の場合の取扱方)</p>
<p>第24条 偽造、変造又は不正に作成されたTOICAを使用しようとした場合は、これを無効として回収します。</p> <p>2 前項<u>に規定する</u>ほか、TOICAを不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収します。</p> <p>3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。</p> <p>(TOICA不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)</p>	<p>第24条 偽造、変造又は不正に作成されたTOICAを使用しようとした場合は、これを無効として回収します。</p> <p>2 前項<u>の規定による</u>ほか、TOICAを不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収します。</p> <p>3 前各項<u>の規定</u>により<u>TOICAを</u>無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。</p> <p>(TOICA不正使用等に対する<u>普通</u>旅客運賃<u>及び</u>増運賃の收受等)</p>
<p>第25条 第23条第1項から第3項までの規定によりTOICAを無効として回収した場合(同条第5項において準用する場合を含みます。)は、旅客の<u>乗車駅からの区間</u>に対する<u>片道</u>普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。</p> <p>2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を收受する場合において、旅客の</p>	<p>第25条 第23条第1項から第3項までの規定によりTOICAを無効として回収した場合(同条第5項において準用する場合を含みます。)は、旅客の<u>実際乗車区間</u>に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受します。</p> <p>2 前項の規定により<u>普通</u>旅客運賃<u>及び</u>増運賃を收受する場合において、</p>

現行	改正
<p>乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用して計算します。</p> <p>(記名式TOICAの紛失再発行)</p> <p>第26条 記名式TOICAの記名人が当該記名式TOICAを紛失した場合で、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した記名式TOICAの使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に再発行を行います。</p> <p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(2) 記名人の氏名、生年月日、<u>性別</u>の情報が当社のシステムに登録されていること。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式TOICA1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。</p> <p>3 <u>当該記名式TOICAの使用停止の申し出を受け付けた後</u>、これを取り消すことはできません。</p> <p>(中略)</p> <p>6 EX-ICカード(TOICA機能付き)は、<u>EX-ICサービス規約</u>に基づき取り扱うものとします。</p> <p>(中略)</p>	<p>旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用して計算します。</p> <p>(記名式TOICAの紛失再発行)</p> <p>第26条 記名式TOICAの記名人が当該記名式TOICAを紛失した場合で<u>あって</u>、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した記名式TOICAの使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に、<u>紛失した記名式TOICAの使用停止措置が完了した時点におけるSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの再発行の取扱い</u>を行います。</p> <p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該記名式TOICAの記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(2) 記名人の氏名<u>及び</u>生年月日の情報が当社のシステムに登録されていること。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の<u>規定</u>により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名式TOICA1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。</p> <p>3 <u>第1項の規定により記名人が再発行等申込書を提出し、当社がこれを受け付けた場合、理由の如何を問わず申し出を行った記名人が</u>これを取り消すことはできません。</p> <p>(中略)</p> <p>6 EX-ICカード(TOICA機能付き)の<u>記名人等が当該EX-ICカード(TOICA機能付き)を紛失した場合は、EXサービス規約</u>に基づき取り扱うものとします。</p> <p>(中略)</p>
<p>(TOICAの障害再発行)</p> <p>第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつTOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p>	<p>(TOICAの障害再発行)</p> <p>第27条 TOICAの破損等によってTOICAの処理を行う機器で<u>当該TOICA</u>の取扱いが不能となった場合は、その原因が<u>旅客の</u>故意によると認められる場合を除き、当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をも<u>ち、かつデポジットを引き継いだ</u>TOICAの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)は、EX-ICサービス規約に基づき取り扱うものとします。</p>

現行	改正
(中略)	(中略)
(TOICAの払いもどし)	(TOICAの払いもどし)
<p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所¹に差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。</p>	<p>第28条 旅客は、TOICAが不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所¹に差し出して当該TOICAのSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ²。）の払いもどしを請求することができます。この場合、<u>旅客は</u>、手数料としてTOICA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用TOICAを所持する旅客が12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日（誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日）を超え、小児用TOICAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。</p>
(中略)	(中略)
(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)	(同一駅で出場する場合のTOICAの取扱方)
<p>第29条 旅客は、<u>TOICAを使用して</u>入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p>	<p>第29条 <u>TOICAを使用して乗車する旅客が</u>、<u>自動改札機による改札を受け</u>入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、<u>当該IC</u>カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p>
<p>2 旅客は、<u>TOICAを使用して</u>入場した後、<u>乗車しないで同一駅で出場する</u>場合は、<u>その</u>駅の入場料金を支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p>	<p>2 <u>TOICAを使用して乗車する旅客が</u>、<u>自動改札機による改札を受け</u>入場した後、<u>乗車することなく旅行を中止した</u>場合は、<u>旅客規則第300条の規定に基づき</u>、<u>当該駅の入場料金相当額</u>を支払い、<u>当該IC</u>カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p>
(列車の運行不能の場合のTOICAの取扱方)	(列車の運行不能の場合のTOICAの取扱方)
<p>第30条 自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p>	<p>第30条 <u>TOICAを使用して乗車する旅客が</u>、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p>
<p>(1) <u>発</u>駅までの無賃送還 この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、<u>発</u>駅で<u>出場される</u>際にカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、<u>発</u>駅から当該下車駅までの片道普通旅客運賃をTOICAのSFから減額します。</p>	<p>(1) <u>旅行開始</u>駅までの無賃送還 この場合、乗車区間の<u>普通旅客</u>運賃は収受しません。また、無賃送還後、<u>旅行開始</u>駅で<u>出場する</u>際に<u>当該IC</u>カードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、<u>旅行開始</u>駅から当該下車駅までの<u>区間について第20条の規定により計算した</u>片道普通旅客運賃をTOICAのSFから減額します。</p>
<p>(2) 運行不能区間の別途旅行 運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望</p>	<p>(2) 運行不能区間の別途旅行 運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希</p>

現行	改正
<p>する場合は、<u>発</u>駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅においてTOICAのSFから減額します。</p> <p>(記名式TOICAへの変更)</p> <p>第30条の2 旅客は、<u>記名式TOICAが必要となった場合は、記名式TOICA以外の</u>TOICAのSF残額<u>及びデポジットを引き継いで</u>記名式TOICA(小児用TOICAを除きます。)への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)から<u>記名式TOICAへの変更</u>をすることはできません。</p> <p>2 旅客は<u>変更</u>に際して使用者の氏名、生年月日、<u>性別及び</u>その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。</p> <p>3 前各項により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。</p> <p>注) 記念TOICAにあつては、通常の図柄のICカードに交換して取り扱います。</p> <p>(TOICA定期券への変更)</p> <p>第31条 旅客は、<u>定期乗車券機能が必要となった場合は、</u>TOICAのSF残額<u>及びデポジットを引き継いで</u>TOICA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き)から<u>TOICA定期券への変更</u>をすることはできません。</p> <p>2 <u>TOICAからTOICA定期券への変更</u>の申し出があったときは、第32条第1項各号に定める定期乗車券を発売します。</p> <p>3 旅客は<u>変更</u>に際して使用者の氏名、生年月日、<u>性別及び</u>その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。</p> <p>4 前各項により変更を行う場合は、<u>ICカードを交換して取り扱うことがあります。</u></p> <p><u>注) 記念TOICAにあつては、通常の図柄のICカードに交換して取り扱います。</u></p>	<p>望する場合は、<u>旅行開始</u>駅から旅行中止駅までの<u>区間について第20条の規定により計算した</u>片道普通旅客運賃を、旅行中止駅においてTOICAのSFから減額します。</p> <p>(記名式TOICAへの変更)</p> <p>第30条の2 <u>記名式TOICA以外のTOICAを所持する</u>旅客は、<u>当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつ</u>記名式TOICA(小児用TOICAを除きます。)への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き) <u>にあつては、この申し出</u>をすることはできません。</p> <p>2 旅客は、<u>前項の申し出</u>に際して、使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を購入申込書に記載し、<u>記名式TOICAの発売箇所に</u>提出しなければなりません。</p> <p>3 前各項により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。<u>この場合、デポジットは引き継ぎます。</u></p> <p><u>(注) 記念TOICAにあつては、通常の図柄のICカードに交換して取り扱います。</u></p> <p>(TOICA定期券への変更)</p> <p>第31条 <u>TOICAを所持する</u>旅客は、<u>当該TOICAのSF残額と同額のSF残額をもつ</u>TOICA定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、EX-ICカード(TOICA機能付き) <u>にあつては、この申し出</u>をすることはできません。</p> <p>2 <u>前項の申し出があったときは、第32条の規定を準用し、当該TOICAに定期乗車券を搭載することによりTOICA定期券を</u>発売します。</p> <p>3 旅客は、<u>第1項の申し出</u>に際して、使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を購入申込書に記載し、<u>TOICA定期券の発売箇所に</u>提出しなければなりません。</p> <p>4 前各項により変更を行う場合は、<u>前条第3項の規定を準用します。</u></p>
<p>第3章 TOICA定期券 (TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のい</p>	<p>第3章 TOICA定期券 (TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 <u>当社線内完結となる定期乗車券を搭載した</u>TOICA定期券の購</p>

現行	改正
<p><u>いずれかに定める定期乗車券</u>を発売します。</p> <p>(1) <u>旅客規則第 35 条に定める通勤定期乗車券</u> (2) <u>連絡規則第 24 条に規定する通勤定期乗車券</u> (3) <u>旅客規則第 36 条に定める通学定期乗車券（同条第 4 項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）</u> (4) <u>連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券（同条第 4 項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）</u></p> <p>2 <u>前項により、他の旅客鉄道会社線にまたがる T O I C A 定期券を発売する場合は、当社線の経路及び区間が利用エリア内の駅を 2 以上含み、かつ東日本旅客鉄道株式会社又は西日本旅客鉄道株式会社（ただし、西日本旅客鉄道株式会社においては身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。）の旅客鉄道会社線発、着又は通過となるものに限り。</u></p> <p>3 <u>第 1 項第 2 号又は第 4 号により発売する定期乗車券は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるものうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの（ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。）、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるものうち小田原駅を接続駅とするもの又は株式会社小田急箱根との連絡運輸となるものに限り。</u></p> <p>4 小児用の T O I C A 定期券の購入の申し出があったときは、使用者の 12 歳の誕生日の前日以降で最初の 3 月 31 日（誕生日が 3 月 31 日の場合は当該 3 月 31 日、4 月 1 日の場合は前日の 3 月 31 日）までの間使用することができる I C カードを媒体として、小児用 T O I C A 定期券を発売します。</p>	<p><u>入の申し出があった場合は、経路及び区間が利用エリア内であるときに限って、旅客規則第 35 条に定める通勤定期乗車券、同第 36 条に定める通学定期乗車券（同条第 4 項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載した T O I C A 定期券</u>を発売します。</p> <p><u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p>2 他の旅客鉄道会社線にまたがる <u>定期乗車券を搭載した T O I C A 定期券の購入の申し出があった場合は、当社線の経路及び区間が利用エリア内であり、かつ他の旅客鉄道会社線の経路及び区間が別に定める範囲内であるときに限って、旅客規則第 35 条に定める通勤定期乗車券、同第 36 条に定める通学定期乗車券（同条第 4 項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載した T O I C A 定期券</u>を発売します。ただし、西日本旅客鉄道株式会社線にまたがる T O I C A 定期券にあつては、<u>身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。</u></p> <p>3 <u>連絡運輸となる定期乗車券を搭載した T O I C A 定期券の購入の申し出があった場合は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるものうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの（ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。）、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるものうち小田原駅を接続駅とするもの又は株式会社小田急箱根との連絡運輸となるもの</u>であるときに限って、<u>連絡規則第 24 条に定める通勤定期乗車券、同第 25 条に定める通学定期乗車券（同条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載した T O I C A 定期券</u>を発売します。</p> <p>4 小児用の T O I C A 定期券の購入の申し出があった場合は、使用者の 12 歳の誕生日の前日以降で最初の 3 月 31 日（誕生日が 3 月 31 日の場合は当該 3 月 31 日、4 月 1 日の場合は前日の 3 月 31 日）までの間使用することができる I C カードを媒体として、<u>前各項の規定に準じて</u>小児用 T O I C A 定期券を発売します。</p>

現行	改正
<p>5 前各項の規定にかかわらず、<u>定期乗車券の機能をもつ</u>EX-ICカード（TOICA機能付き）<u>は発行</u>しません。</p> <p>6 旅客はTOICA定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日、<u>性別及び</u>その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。なお、小児用TOICA定期券の購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、<u>生年月日</u>、<u>性別</u>を証明しなければなりません。</p> <p>7 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p> <p><u>8</u> 第1項から<u>第3項</u>又は前条第2項の規定によりTOICA定期券を発売する場合は、旅客規則第37条又は連絡規則第26条の規定を準用することがあります。ただし、当社線の区間及び他の旅客鉄道会社線の区間の運賃計算キロの合計が300キロメートル以内のものに限ります。</p> <p><u>9</u> 第1項から第3項の規定にかかわらず、別に運送条件を定めたTOICA定期券を発売することがあります。</p>	<p>5 前各項の規定にかかわらず、EX-ICカード（TOICA機能付き）<u>に定期乗車券を搭載したTOICA定期券は発売</u>しません。</p> <p>6 旅客はTOICA定期券の購入に際して使用者の氏名、生年月日その他の必要事項を購入申込書に記載し、<u>TOICA定期券の発売箇所に</u>提出しなければなりません。なお、小児用TOICA定期券の購入に際しては、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名<u>及び</u>生年月日を証明しなければなりません。</p> <p>7 旅客は、TOICA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、再発行等申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明しなければなりません。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。</p> <p><u>8 前項の取扱いを行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことができます。この場合、デポジットは引き継ぎます。</u></p> <p><u>9</u> 第1項から<u>第4項</u>又は前条第2項の規定によりTOICA定期券を発売する場合は、旅客規則第37条又は連絡規則第26条の規定を準用することがあります。ただし、当社線の区間及び他の旅客鉄道会社線の区間の運賃計算キロの合計が300キロメートル以内のものに限ります。</p> <p><u>10</u> 第1項から第3項の規定にかかわらず、別に運送条件を定めたTOICA定期券を発売することがあります。 <u>(TOICA定期券の継続発売)</u> <u>第32条の2 前条の規定によりTOICA定期券を発売する場合であつて、旅客が所持するTOICA定期券の有効期間内に、当該旅客が所持するTOICA定期券に搭載された定期乗車券と同一の種類、区間（原乗車券区間内の一部区間の場合を含みます。）及び経路の定期乗車券を搭載したTOICA定期券を発売するときは、新たに発売するTOICA定期券の発売日から券面に表示された有効期間の開始日の前日までについて、旅客が所持するTOICA定期券の有効期間の残余日数を移しかえて発売することがあります。</u></p> <p><u>2 前項の規定により発売したTOICA定期券にあつては、その発売日から券面に表示された有効期間の開始日の前日までの期間について、当該TOICA定期券の有効期間内であるものとして取り扱います。</u> <u>(定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券の発売)</u></p>

現行	改正
<p>(TOICA定期券のSFの減額)</p> <p>第33条 TOICA定期券の券面に表示された有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間の普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。ただし、前条第2項又は第3項の規定により発売したTOICA定期券(愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものは除きます。)で券面表示区間外を乗車する場合で、入場又は出場が利用エリア外となる場合は除きます。</p> <p><u>2 前項の規定により減額する片道普通旅客運賃は、利用エリア内において最も低廉となる運賃計算経路により計算します。</u></p> <p><u>3 第1項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第20条の規定を準用することがあります。</u></p> <p><u>4 TOICA定期券を券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第20条の規定を準用します。</u></p> <p>(券面表示事項が不明のTOICA定期券)</p> <p>第34条 TOICA定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。</p> <p>2 券面表示事項が不明となったTOICA定期券は、これをTOICA定期券を発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。</p> <p>(TOICA定期券の効力)</p> <p>第35条 TOICA定期券は、記名人のみが使用することができます。</p> <p>2 <u>第15条の規定によりSFをチャージしたTOICA定期券にあつては、TOICA定期券の券面表示区間外又は券面に表示された有効期間</u></p>	<p><u>第32条の3 第32条の規定により身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を搭載したTOICA定期券を発売する場合であつて、旅客が希望したときは、定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を発売することがあります。</u></p> <p>(TOICA定期券のSFの減額)</p> <p>第33条 TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間と券面表示区間外とをまたがって乗車する場合は、当該券面表示区間外の区間は、旅客規則第247条に定める別途乗車として取り扱い、出場時にTOICA定期券のSFから別途乗車区間に対する第20条の規定により計算した片道普通旅客運賃を減額します。この場合、小児用TOICA定期券にあつては小児の片道普通旅客運賃を、その他のTOICA定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。ただし、第32条第2項又は第3項の規定により発売したTOICA定期券(愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるものは除きます。)で券面表示区間外を乗車する場合であつて、入場又は出場する駅が利用エリア外であるときは、TOICA定期券のSFの減額は行わず、第10条第3項第4号に該当するものとして取り扱います。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して第20条の規定を準用することがあります。</u></p> <p><u>3 TOICA定期券を当該TOICA定期券の有効期間外に使用する場合は、第20条の規定を準用します。</u></p> <p>(券面表示事項が不明のTOICA定期券)</p> <p>第34条 TOICA定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。</p> <p>2 券面表示事項が不明となったTOICA定期券の記名人は、当該TOICA定期券をTOICA定期券の発売箇所</p> <p>(TOICA定期券の効力)</p> <p>第35条 TOICA定期券は、記名人のみが使用することができます。</p> <p>2 <u>定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券以外のTOICA定期券にあつては、当該TOICA定期券の有効期間外又は券面表示区間外</u></p>

現行	改正
<p><u>の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降</u>であっても、第 22 条の規定を準用して乗車することができます。ただし、同条第 1 号ただし書に規定する取扱いを除きます。</p> <p>(TOICA 定期券による新幹線乗車)</p> <p>第 35 条の 2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含む TOICA 定期券 (定期乗車券の機能のみを持つ TOICA 定期券は除きます。) を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。<u>この場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗車する駅及び下車する駅において、片道 1 回乗車 (2 個以上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。)</u>する都度、専ら新幹線の特別急行列車に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機 (新幹線以外の路線の列車と新幹線の特別急行列車を乗り継ぐ旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。) による改札を受けなければなりません。</p> <p>(1) 東海道本線東京・神戸間 当該 TOICA 定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅各駅相互間 新幹線停車駅相互間 (中略)</p> <p><u>2 前項</u>の場合、新幹線の特別急行列車から下車した駅で、新幹線自動改札機による改札を受けたときに、TOICA 定期券の SF から新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する別表第 4 に定める新幹線自由席特急料金を減額します。ただし、小児用 TOICA 定期券にあつては、新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する別表第 4 に定める新幹線自由席特急料金を折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額</p>	<p>であっても、第 22 条の規定を準用して乗車することができます。ただし、同条第 1 号ただし書に規定する取扱いを除きます。</p> <p><u>(注) 第 2 項の規定により乗車する場合であっても、TOICA 定期券は記名人のみが使用することができます。</u></p> <p>(TOICA 定期券による新幹線乗車)</p> <p>第 35 条の 2 次の各号の左欄に掲げる区間を券面表示区間に含む TOICA 定期券 (定期乗車券の機能のみを持つ TOICA 定期券を除きます。) を所持する旅客は、それぞれ右欄に掲げる区間で、<u>第 7 条の規定にかかわらず</u>、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。<u>ただし、当該 TOICA 定期券の有効期間内に限ります。</u></p> <p>(1) 東海道本線東京・神戸間 当該 TOICA 定期券の券面表示区間内の新幹線停車駅各駅相互間 (中略)</p> <p><u>2 前項の場合、旅客は、新幹線の特別急行列車に乗車する駅及び下車する駅において、片道乗車 (2 個以上の新幹線の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときを含みます。)</u>する都度、専ら新幹線の特別急行列車に乗車又は下車する旅客の改札を行う自動改札機 (新幹線と新幹線以外の路線とを乗り継いで利用する旅客の改札を行う自動改札機を含みます。以下「新幹線自動改札機」といいます。) による改札を受けなければなりません。</p> <p><u>3 前各項</u>の場合、新幹線の特別急行列車から下車した駅で、新幹線自動改札機による改札を受けたときに、TOICA 定期券の SF から新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する別表第 4 に定める新幹線自由席特急料金を減額します。ただし、小児用 TOICA 定期券にあつては、新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する別表第 4 に定める新幹線自由席特急料金を折半し、10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額</p>

現行	改正
<p>を減額します。</p> <p><u>3</u> 第1項の<u>定め</u>にかかわらず、同項各号の左欄に掲げる区間を含むTOICA定期券と、旅客規則第57条第1項第1号に定める自由席特急券又は特定特急券を所持する旅客は、当社が特に認めた場合に限り、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。</p> <p><u>4</u> <u>削除</u></p> <p>5 前各項の規定により新幹線の特別急行列車に乗車する旅客は、旅客規則第308条の2第1項の規定により、同条同項の規定による物品を車内に持ち込むことはできません。ただし、旅客が当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めたときは、旅客規則第308条の2第2項の規定を準用して、乗車を継続させることがあります。</p> <p>(TOICA定期券が無効となる場合)</p> <p>第36条 TOICA定期券は、次の各号の1に該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。</p> <p>(1) 第10条第5項の規定に違反して乗車した場合</p> <p>(2) 第10条第6項の規定に違反して乗車した場合</p> <p><u>(3) 第35条の2の規定に違反して乗車した場合</u></p> <p><u>(4) 係員の承諾を得ないで利用エリア外の区間を乗車した場合</u></p> <p>(5) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合</p> <p>(6) 記名人以外の者が使用した場合</p> <p>(7) 券面表示事項が不明となったTOICA定期券を使用した場合</p> <p>(8) 使用資格・氏名・生年月日・区間又は通学の事実を偽って購入したTOICA定期券を使用した場合</p> <p>(9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合</p> <p>(10) TOICA定期券により<u>通学定期乗車券を使用する</u>場合であって、旅客がその使用資格を失った後(旅客規則第38条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含みます。)に使用した場合</p>	<p>額を減額します。</p> <p><u>4</u> 第1項の<u>規定</u>にかかわらず、同項各号の左欄に掲げる区間を含むTOICA定期券と、旅客規則第57条第1項第1号に定める自由席特急券又は特定特急券を所持する旅客は、当社が特に認めた場合に限り、新幹線の特別急行列車の普通車自由席に乗車することができます。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>5 前各項の規定により新幹線の特別急行列車に乗車する旅客は、旅客規則第308条の2第1項の規定により、同条同項の規定による物品を車内に持ち込むことはできません。ただし、旅客が当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めたときは、旅客規則第308条の2第2項の規定を準用し、<u>別に普通旅客運賃及び料金を収受して</u>乗車を継続させることがあります。</p> <p>(TOICA定期券が無効となる場合)</p> <p>第36条 TOICA定期券は、次の各号の1に該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。</p> <p><u>(1) 係員の承諾を得ないで第7条の規定に違反して利用エリア外の区間を乗車した場合</u></p> <p>(2) 第10条第5項の規定に違反して乗車した場合</p> <p>(3) <u>係員の承諾を得ないで</u>第10条第6項の規定に違反して乗車した場合</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(4) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合</p> <p>(5) 記名人以外の者が使用した場合</p> <p>(6) 券面表示事項が不明となったTOICA定期券を使用した場合</p> <p>(7) 使用資格、氏名、生年月日、区間又は通学の事実を偽って購入したTOICA定期券を使用した場合</p> <p>(8) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合</p> <p>(9) TOICA定期券に<u>通学定期乗車券が搭載されている</u>場合であって、旅客がその使用資格を失った後(旅客規則第38条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含みます。)に<u>当該TOICA定期券を使用した場合。ただし、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間を含む区間の乗車に使用した</u></p>

現行	改正
<p>(11) TOICA定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客が旅客規則第170条の規定による証明書を携帯していない場合</p> <p>(12) その他不正乗車の手段として使用した場合</p> <p>2 前項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。 (中略)</p> <p>(TOICA定期券不正使用等に対する旅客運賃・増運賃及び料金・増料金の収受等)</p> <p>第37条 前条第1項の規定により、TOICA定期券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に該当する場合であって併用した乗車券が定期乗車券の場合、又は同条同項第6号から第10号までに該当する場合 旅客規則第265条第1項第1号を準用して計算した普通旅客運賃及び不正使用を発見したときの実際乗車区間(券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃</p> <p>(2) 前条第1項第1号に該当する場合であって併用した乗車券が普通回数乗車券の場合 旅客規則第265条第1項第2号を準用して計算した普通旅客運賃</p> <p>(3) 前条第1項第1号に該当する場合であって併用した乗車券が普通乗車券の場合、又は同条同項第2号から第5号、第11号若しくは第12号に該当する場合 旅客規則第265条第1項第3号を準用して計算した普通旅客運賃</p> <p>2 前項の規定によるほか、前条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、当該旅客の新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する旅客規則第125条第1項第1号イに定める自由席特急料金又は特定特急料金とその2倍に相当する額の増料金とをあわせて収受します。 (中略)</p> <p>(TOICA定期券の紛失再発行)</p> <p>第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場</p>	<p><u>場合に限り</u>ます。</p> <p>(10) TOICA定期券に通学定期乗車券が搭載されている場合であって、旅客が旅客規則第170条の規定による証明書を携帯せず<u>に当該TOICA定期券を使用した場合。ただし、当該TOICA定期券の有効期間内に券面表示区間を含む区間の乗車に使用した場合に限り</u>ます。</p> <p>(11) その他不正乗車の手段として使用した場合</p> <p>2 前項第2号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。 (中略)</p> <p>(TOICA定期券不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃並びに料金及び増料金の収受等)</p> <p>第37条 前条第1項の規定により、TOICA定期券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。</p> <p>(1) 前条第1項第2号に該当する場合であって併用した乗車券が定期乗車券であるとき又は同条同項第5号から第9号までに該当する場合 旅客規則第265条第1項第1号を準用して計算した普通旅客運賃及び不正使用を発見したときの実際乗車区間(券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃</p> <p>(2) 前条第1項第2号に該当する場合であって併用した乗車券が普通回数乗車券の場合 旅客規則第265条第1項第2号を準用して計算した普通旅客運賃</p> <p>(3) 前条第1項第2号に該当する場合であって併用した乗車券が普通乗車券の場合、又は同条同項第1号、第3号、第4号、第10号若しくは第11号に該当する場合 旅客規則第265条第1項第3号を準用して計算した普通旅客運賃</p> <p>2 前項の規定によるほか、前条第1項第3号に該当する場合は、当該旅客の新幹線の特別急行列車に乗車した区間に対する旅客規則第125条第1項第1号イの(ハ)に定める自由席特急料金又は<u>同イの(ニ)に定める</u>特定特急料金とその2倍に相当する額の増料金とをあわせて収受します。 (中略)</p> <p>(TOICA定期券の紛失再発行)</p> <p>第38条 TOICA定期券の記名人が当該TOICA定期券を紛失した場</p>

現行	改正
<p>合で、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したTOICA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に再発行を行います。</p>	<p>合で<u>あって</u>、再発行等申込書に必要事項を記入して払いもどし取扱箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したTOICA定期券（SF残額がある場合は当該SFを含みます。）の使用停止措置を行い、その翌日から起算して30日以内に、<u>紛失したTOICA定期券と同一の定期乗車券を搭載し、かつ使用停止措置が完了した時点におけるSF残額と同額のSF残額をもつTOICA定期券の</u>再発行を行います。</p>
<p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(2) 記名人の氏名、<u>生年月日</u>、<u>性別</u>の情報が当社のシステムに登録されていること。</p>	<p>(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(2) 記名人の氏名 <u>及び</u>生年月日の情報が当社のシステムに登録されていること。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するTOICA定期券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。</p>	<p>2 前項の<u>規定</u>により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するTOICA定期券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。</p>
<p>3 <u>当該TOICA定期券の使用停止の申し出を受け付けた後</u>、これを取り消すことはできません。</p>	<p>3 <u>第1項の規定により記名人が再発行等申込書を提出し、当社がこれを受け付けた場合、理由の如何を問わず申し出を行った記名人が</u>これを取り消すことはできません。</p>
(中略)	(中略)
<p>(TOICA定期券の障害再発行) 第40条 TOICA定期券の破損等によってTOICA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該TOICA定期券と同一の定期乗車券<u>機能及び同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行の取扱いを行うことが</u>あります。</p>	<p>(TOICA定期券の障害再発行) 第40条 TOICA定期券の破損等によってTOICA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が<u>旅客の</u>故意によると認められる場合を除き、当該TOICA定期券と同一の定期乗車券<u>を</u><u>搭載し、かつ</u>同額のSF残額をもつTOICA定期券の再発行の取扱いを行うことがあります。</p>
(中略)	(中略)
<p>(TOICA定期券の払いもどし) 第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により<u>払いもどしを行います。ただし、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人</u></p>	<p>(TOICA定期券の払いもどし) 第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により<u>取り扱います。</u></p>

現行	改正
<p><u>に対し、払いもどしをすることがあります。</u></p> <p>(1) 券面に表示された有効期間開始<u>前</u>に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びS F 残額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額。以下本条において同じ。）を払いもどします。</p> <p>(2) 券面に表示された有効期間開始<u>後で有効期間中</u>に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びS F 残額を払いもどします。</p> <p>(3) <u>前各号により取り扱う場合は、手数料としてTO I C A 定期券 1 枚につき 220 円を収受します。</u></p> <p>(4) <u>前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。</u></p> <p>2 <u>TO I C A 定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、旅客は、これを払いもどし取扱箇所に差し出して、前項に定めるTO I C A 定期券の払いもどし及びS F 残額とデポジットを引き継いだ記名式TO I C A の交付を請求することができます。この場合、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にS F 残額とデポジットを引き継いだ記名式TO I C A を交付するときは、前項第 3 号に定める手数料の収受は行いません。</u></p> <p>3 TO I C A 定期券のS F 残額のみ払いもどしを請求することはできません。</p> <p>4 <u>前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にTO I C A 定期券の払いもどしの請求があった場合は、第 28 条を準用します。ただし、第 28 条の規定にかかわらず、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TO I C A 定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、請求できるものとします。この場合、別に定めるところにより、当該TO I C A 定期券の記名人の代理人に対し、<u>払いもどしをする</u>ことがあります。</u></p>	<p>(1) 券面に表示された有効期間の開始<u>日の前日以前</u>に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びS F 残額（10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額。以下本条において同じ<u>です。</u>）を払いもどします。</p> <p>(2) 券面に表示された有効期間の開始<u>日から券面に表示された有効期間の終了日までの間</u>に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びS F 残額を払いもどします。</p> <p>(3) <u>券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合には、S F 残額を払いもどします。</u> <u>(削る)</u></p> <p>2 <u>前項の取扱いを行う場合は、手数料としてTO I C A 定期券 1 枚につき 220 円を収受します。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の取扱いを行う場合は、デポジットを返却します。</u></p> <p>4 TO I C A 定期券のS F 残額のみ払いもどしを請求することはできません。</p> <p>5 <u>第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、TO I C A 定期券の記名人の代理人に対し、<u>第 1 項から第 3 項の規定に準じて払いもどしの取扱いを行う</u>ことがあります。</u></p> <p><u>(TO I C A 定期券に搭載された定期乗車券のみの払いもどし)</u> <u>第 41 条の 2 旅客は、TO I C A 定期券を払いもどし取扱箇所に差し出して、当該TO I C A 定期券に搭載された定期乗車券の払いもどし及び当</u></p>

現行	改正
<p>(同一駅で<u>再度</u>出場する場合のTOICA定期券の取扱方)</p> <p>第42条 <u>旅客は、</u>TOICA定期券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間（<u>券面に表示された</u>有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃を<u>現金で</u>支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p>	<p><u>該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を請求することができます。この場合、旅客が再発行等申込書に必要事項を記入して提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により取り扱います。</u></p> <p><u>(1) 券面に表示された有効期間の開始日の前日以前に請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を行います。</u></p> <p><u>(2) 券面に表示された有効期間の開始日から券面に表示された有効期間の終了日までの間に請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条又は連絡規則第99条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどし及び当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を行います。</u></p> <p><u>(3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に請求があった場合には、当該TOICA定期券のSF残額と同額のSF残額をもつ記名式TOICAの交付を行います。</u></p> <p><u>2 前項第1号及び第2号の取扱いを行う場合は、手数料として220円を収受します。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該TOICA定期券の記名人の代理人に対し、前各項の規定に準じて払いもどしの取扱いを行うことがあります。</u></p> <p><u>4 第1項の取扱いを行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことができます。この場合、デポジットは引き継ぎます。</u></p> <p>(同一駅で出場する場合のTOICA定期券の取扱方)</p> <p>第42条 TOICA定期券を使用して<u>乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け</u>入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間（<u>当該TOICA定期券の有効期間内</u>の場合は券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃を支払い、<u>当該ICカード</u>の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。</p> <p><u>2 前項の規定によるほか、旅客が第35条の2の規定により新幹線の特別急行列車に乗車した場合は、実際乗車区間に対する旅客規則第125条第1項第1号イの(イ)に定める自由席特急料金又は同イの(ニ)に定める特定</u></p>

現行	改正
<p><u>2</u> 旅客が券面表示区間外の駅で、又は<u>券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降</u>において、TOICA定期券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第29条第2項の規定に<u>準じて取り扱います。</u></p> <p>(列車の運行不能の場合のTOICA定期券の取扱方)</p> <p>第43条 <u>券面表示が有効期間内の</u>TOICA定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に<u>定める</u>定期乗車券の取扱いによるほか、<u>SFをチャージしたTOICA定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面に表示された有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第30条の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p><u>2</u> 前項の場合であって、旅客が第35条の2の規定により新幹線の特別急行列車に乗車し、当該列車が運行不能となったときは、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) 新幹線の特別急行列車に乗車した駅までの無賃送還</p> <p>この場合、<u>第35条の2第2項に規定する</u>新幹線自由席特急料金は収受しません。また、無賃送還後、新幹線の特別急行列車に乗車した駅でカードの新幹線自由席特急料金に係る発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で新幹線の特別急行列車から下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、新幹線の特別急行列車に乗車した駅から当該下車駅までの<u>第35条の2第2項に規定する</u>新幹線自由席特急料金をTOICA定期券のSFから減額します。</p> <p>(2) 運行不能区間の別途旅行</p> <p>運行不能となった区間を旅客が新幹線によらないで別途に旅行を希望する場合は、新幹線の特別急行列車に乗車した駅から当該列車による旅行を中止した駅までの<u>第35条の2第2項に規定する</u>新幹線自由席特急料金を、当該旅行中止駅においてTOICA定期券のSFから減</p>	<p><u>特急料金を収受します。</u></p> <p><u>3</u> 旅客が<u>TOICA定期券の</u>券面表示区間外の駅で、又は<u>TOICA定期券の有効期間外</u>において、<u>当該</u>TOICA定期券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、第29条第2項の規定<u>を準用します。</u></p> <p>(列車の運行不能の場合のTOICA定期券の取扱方)</p> <p>第43条 TOICA定期券を<u>使用して、当該TOICA定期券の有効期間内に</u>券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第282条に<u>規定する</u>定期乗車券の取扱い<u>を準用します。</u></p> <p><u>2</u> 旅客が、<u>TOICA定期券を使用して、当該TOICA定期券の有効期間外に乗車する場合又は券面表示区間外を乗車する場合であって、自動改札機による改札を受け入場した後、列車が運行不能となったときは、第30条の規定を準用します。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の場合であって、旅客が第35条の2の規定により新幹線の特別急行列車に乗車し、当該列車が運行不能となったときは、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。</p> <p>(1) 新幹線の特別急行列車に乗車した駅までの無賃送還</p> <p>この場合、<u>別表第4に定める</u>新幹線自由席特急料金は収受しません。また、無賃送還後、新幹線の特別急行列車に乗車した駅で<u>当該IC</u>カードの新幹線自由席特急料金に係る発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で新幹線の特別急行列車から下車した場合は、無賃送還は当該下車駅までで終了するものとし、当該下車駅において、新幹線の特別急行列車に乗車した駅から当該下車駅までの<u>別表第4に定める</u>新幹線自由席特急料金をTOICA定期券のSFから減額します。</p> <p>(2) 運行不能区間の別途旅行</p> <p>運行不能となった区間を旅客が新幹線によらないで別途に旅行を希望する場合は、新幹線の特別急行列車に乗車した駅から当該列車による旅行を中止した駅までの<u>別表第4に定める</u>新幹線自由席特急料金を、当該旅行中止駅においてTOICA定期券のSFから減</p>

現行	改正
<p>額します。 (新幹線の特別急行列車の遅延の場合の取扱方) 第43条の2 <u>旅客規則第289条第2項第3号の規定に準じ</u>、第35条の2 <u>第1項</u>の規定により新幹線の特別急行列車に乗車した場合であって、当該列車が到着時刻に2時間以上遅延したときは、同条第2項<u>に規定する</u>新幹線自由席特急料金は収受しません。</p> <p>第3章の2 TOICA特別車両券 (TOICA特別車両券の発売等) 第43条の3 旅客規則第130条第1項第2号ハに定める区間のうち、当社線<u>内の各駅と東日本旅客鉄道会社線内の各駅との相互間</u>を利用する場合に限り、旅客規則第58条第1項第2号ロの規定を準用し、TOICA特別車両券を発売することがあります。 (中略)</p> <p>第4章 ICカード乗車券の相互利用 (他社線でのTOICA乗車券による乗車等の取扱方) 第44条 第7条<u>第1項</u>の規定にかかわらず、別に定める他社線内において、TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行います。 (中略)</p> <p>(利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法) 第45条の2 利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合の使用方法は、第8条第1項の規定を準用し、接続駅の自動改札機により、利用エリアと他社線それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、<u>第7条第2項又は第3項の規定により乗車する</u>場合を除きます。</p> <p>2 当社及び他社が共同で使用する駅<u>(以下「共同使用駅」といいます。)</u>で入場<u>又は出場</u>する場合で、他社線に乗車するときは、当該駅の自動改札機により、<u>他社線の入場又は出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、別表第1の2に定める接続駅を除きます。</u></p>	<p>(新幹線の特別急行列車の遅延の場合の取扱方) 第43条の2 第35条の2の規定により新幹線の特別急行列車に乗車した場合であって、当該列車が到着時刻に2時間以上遅延したときは、同条第2項<u>の規定にかかわらず、別表第4に定める</u>新幹線自由席特急料金は収受しません。 <u>2 前条第3項第2号の場合であって、当該新幹線の特別急行列車が到着時刻に2時間以上遅延したときは、前項に準じて取り扱います。</u></p> <p>第3章の2 TOICA特別車両券 (TOICA特別車両券の発売等) 第43条の3 旅客規則第130条第1項第2号ハに定める区間のうち、当社線<u>を含む区間</u>を利用する場合に限り、旅客規則第58条第1項第2号ロの規定を準用し、TOICA特別車両券を発売することがあります。 (中略)</p> <p>第4章 ICカード乗車券の相互利用 (他社線でのTOICA乗車券による乗車等の取扱方) 第44条 第7条の規定にかかわらず、別に定める他社線内において、TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行います。 (中略)</p> <p>(利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合等の使用方法) 第45条の2 利用エリアと他社線を乗り継ぐ場合の使用方法は、第8条第1項の規定を準用し、接続駅の自動改札機により、利用エリアと他社線それぞれの入場及び出場に必要な改札を受けなければなりません。ただし、<u>次の各号に定める</u>場合を除きます。 <u>(1) 第7条第2項の規定により乗車する場合</u> <u>(2) 第7条第3項の規定により乗車する場合であって使用するTOICA定期券が第32条第2項の規定により発売したものであるとき</u></p> <p>2 当社及び他社が共同で使用する駅<u>のうち別表第7に規定する駅</u>で入場する場合であって、他社線<u>のみ</u>に乗車するときは、当該駅の自動改札機により<u>入場した後に、当該他社の定める方法により乗車しなければなりません。この場合、第29条第2項の規定にかかわらず、当該駅の入場料</u></p>

現行	改正
<p>(利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合等のS Fの減額)</p> <p>第 45 条の 3 第 7 条第 2 項の規定により乗車する場合は、出場駅において、第 20 条又は第 33 条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額を T O I C A 乗車券の S F から減額します。なお、この場合であって、旅客が他社線を通過し、前後の当社線にまたがって乗車するときの当社線の運賃は、前後の区間それぞれの運賃の合算額となります。</p> <p>2 <u>T O I C A 乗車券により、次の各号に定める方法で乗車する場合は、当該各号に定める運賃を T O I C A 乗車券の S F から減額します。</u></p> <p>(1) <u>利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合で、乗車区間の入場駅と出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他社線を含む場合であっても、全乗車区間について当社線を利用するときの第 20 条又は第 33 条の規定による当社の普通旅客運賃</u></p> <p>(2) <u>前号に該当しない場合で、岡崎駅において別表第 1 の 2 に定める他社線の乗車に必要な改札を受けることなく利用エリアと当該他社線をまたがって乗車するとき又は当該他社線に乗車する場合は、当社線の高蔵寺駅を経由するときの第 20 条又は第 33 条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額</u></p> <p>(T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第 46 条 T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、<u>当社線内</u>において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行した K i t a c a 乗車券及び K i t a c a 定期乗車 券</p> <p>(2) 株式会社パスモが発行した P A S M O <u>及び P A S M O P A S S P</u></p>	<p><u>金相当額は収受しません。</u></p> <p>3 <u>他社線に乗車する場合であって、別表第 7 に規定する駅で出場するときは、当該他社の定める方法により降車した後に、当該駅の自動改札機により出場しなければなりません。この場合、第 29 条第 2 項の規定にかかわらず、当該駅の入場料金相当額は収受しません。</u></p> <p>(利用エリアと他社線をまたがって乗車する場合等の S F の減額)</p> <p>第 45 条の 3 旅客が第 7 条第 2 項の規定により乗車する場合は、出場駅において、第 20 条又は第 33 条の規定による当社の普通旅客運賃と当該他社の定める普通旅客運賃との合算額を T O I C A 乗車券の S F から減額します。なお、この場合であって、旅客が他社線を通過し、前後の当社線にまたがって乗車するときの当社線の <u>普通旅客</u> 運賃は、前後の区間それぞれの <u>普通旅客</u> 運賃の合算額となります。</p> <p>2 <u>前項の場合であって、旅客が岡崎駅で乗り継ぐ際に、誤って第 45 条の 2 第 1 項本文の規定による改札を受けなかった場合は、当該他社線を経由せずに全区間にわたって当社線に乗車したものとみなして、第 20 条又は第 33 条の規定による当社の普通旅客運賃を T O I C A 乗車券の S F から減額します。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第 46 条 T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、<u>利用エリア内 (第 35 条の 2 の規定により乗車する場合の新幹線を含みます。以下本条において同じです。)</u>において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行した K i t a c a 乗車券及び K i t a c a 定期乗車券</p> <p>(2) 株式会社パスモが発行した P A S M O</p>

現行	改正
<p><u>ORT</u></p> <p>(3) 東日本旅客鉄道株式会社が発行したSuica乗車券、Suica定期乗車券<u>及びWelcome Suica乗車券</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するICカード乗車券は、<u>当社線内</u>において乗車等の取扱いを行いません。</p> <p>3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から<u>第26条</u>まで、第29条、第30条、第33条、<u>第34条第1項、第35条、第35条の2、第36条、第37条第1項、第39条、第42条、第43条第1項</u>、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、<u>当社内</u>の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。</p> <p>4 前項の場合、<u>TOICA乗車券以外の</u>定期乗車券機能をもつICカード乗車券については「TOICA定期券」の規定を、ストアードフェアカードの機能のみをもつICカード乗車券については「TOICA」の規定を準用するものとします。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、<u>TOICA乗車券以外の</u>ストアードフェアカードの機能のみをもつ記名人式のICカード乗車券については、第35条第1項、第36条第1項第6号から第9号まで及び第39条の規定を準用します。</p> <p>(中略)</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、<u>第1項第2号に規定するPASMO P ASSPORT及び</u>第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券（以下「訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券」といいます。）については、第21条第1項、第22条第3号及び第23条第2項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1) 別に定める場合を除き、訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券を<u>利用</u>する際は、利用者は有効期間や旅客の区分（大人又は小児）等のカード情報を記した帳票（以下「レファレンスペーパー」といいます。）を携帯し、係員の請求があつたときは提示しなければならないものとします。</p>	<p>(3) 東日本旅客鉄道株式会社が発行したSuica乗車券、Suica定期乗車券、<u>Suica企画乗車券</u>、Welcome Suica乗車券<u>及びWelcome Suica Mobile</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げるICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するICカード乗車券は、<u>利用エリア内</u>において乗車等の取扱いを行いません。</p> <p>3 第1項の規定により乗車等の取扱いを行う場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条から第17条まで、第20条、第21条第1項、第22条から<u>第25条</u>まで、第29条、第30条、第33条<u>から第37条まで</u>、第42条<u>から第43条の2まで</u>、第45条の2及び第45条の3の規定を準用します。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、<u>利用エリア内</u>の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。</p> <p>4 前項の場合、定期乗車券機能をもつICカード乗車券についてはTOICA定期券の規定を、ストアードフェアカードの機能のみをもつICカード乗車券についてはTOICAの規定を準用するものとします。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、ストアードフェアカードの機能のみをもつ記名人式のICカード乗車券については、第35条第1項、第36条第1項第6号から第9号まで及び第39条の規定を準用します。</p> <p>(中略)</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券<u>及びWelcome Suica Mobile</u>（以下<u>これらを総称して</u>「訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券」といいます。）については、第21条第1項、第22条第3号及び第23条第2項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1) 別に定める場合を除き、訪日外国人旅行者等向けICカード乗車券を<u>使用</u>する際は、利用者は有効期間や旅客の区分（大人又は小児）等のカード情報を記した帳票（以下「レファレンスペーパー」といいます。）を携帯し、係員の請求があつたときは提示しなければならないものとします。</p>

現行	改正																																								
(中略)	(中略)																																								
<p>8 第2項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号及び第5号に規定するICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用するICカード乗車券については、第35条の2の規定を準用するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(他社において発売するTOICA定期券に係る当社における取扱い)</p> <p>第48条 前条第1項の定めにより、他社において発売したTOICA定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱い<u>ができません。</u></p> <p>(1) 第32条第7項に定める記名人の氏名等の変更</p> <p>(2) 第34条第2項に定める再印字</p> <p>(3) 第38条に定める紛失再発行(ただし、同条第1項に定める使用停止措置及び同条第4項に定めるデポジットの返却を<u>除く</u>)</p> <p>(4) 第40条に定める障害再発行(ただし、これに係る使用停止措置を<u>除く</u>)</p> <p>(5) 第41条に定める払いもどし</p>	<p>8 第2項の規定にかかわらず、第1項第2号、第3号及び第5号に規定するICカード乗車券のうち、他社線において使用資格者を限定して普通旅客運賃に割引を適用する<u>定期乗車券を搭載した</u>ICカード乗車券については、第35条の2の規定を準用するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(他社において発売するTOICA定期券に係る当社における取扱い)</p> <p>第48条 前条第1項の定めにより、他社において発売したTOICA定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱い<u>を行いません。</u></p> <p>(1) 第32条第7項に定める記名人の氏名等の変更</p> <p><u>(2) 第32条の2に定める継続発売</u></p> <p>(3) 第34条第2項に定める再印字</p> <p>(4) 第38条に定める紛失再発行(ただし、同条第1項に定める使用停止措置及び同条第4項に定めるデポジットの返却を<u>除きます</u>)</p> <p>(5) 第40条に定める障害再発行(ただし、これに係る使用停止措置を<u>除きます</u>)</p> <p>(6) 第41条<u>及び第41条の2</u>に定める払いもどし</p>																																								
別表第1 (第7条第1項) 利用エリア	別表第1 (第7条第1項) 利用エリア																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>線区名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海道本線</td> <td>熱海・米原間</td> </tr> <tr> <td>御殿場線</td> <td>国府津・沼津間</td> </tr> <tr> <td>身延線</td> <td>富士・西富士宮間</td> </tr> <tr> <td>飯田線</td> <td>豊橋・豊川間</td> </tr> <tr> <td>武豊線</td> <td>大府・武豊間</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>中津川・金山間</td> </tr> <tr> <td>太多線</td> <td>多治見・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>高山本線</td> <td>岐阜・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>関西本線</td> <td>名古屋・亀山間</td> </tr> </tbody> </table>	線区名	区間	東海道本線	熱海・米原間	御殿場線	国府津・沼津間	身延線	富士・西富士宮間	飯田線	豊橋・豊川間	武豊線	大府・武豊間	中央本線	中津川・金山間	太多線	多治見・美濃太田間	高山本線	岐阜・美濃太田間	関西本線	名古屋・亀山間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>線区名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海道本線 <u>(注)</u></td> <td>熱海・米原間<u>及び大垣・美濃赤坂間</u></td> </tr> <tr> <td>御殿場線</td> <td>国府津・沼津間</td> </tr> <tr> <td>身延線</td> <td>富士・西富士宮間</td> </tr> <tr> <td>飯田線</td> <td>豊橋・<u>本長篠間</u></td> </tr> <tr> <td>武豊線</td> <td>大府・武豊間</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>中津川・金山間</td> </tr> <tr> <td>太多線</td> <td>多治見・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>高山本線</td> <td>岐阜・美濃太田間</td> </tr> <tr> <td>関西本線</td> <td>名古屋・亀山間</td> </tr> </tbody> </table>	線区名	区間	東海道本線 <u>(注)</u>	熱海・米原間 <u>及び大垣・美濃赤坂間</u>	御殿場線	国府津・沼津間	身延線	富士・西富士宮間	飯田線	豊橋・ <u>本長篠間</u>	武豊線	大府・武豊間	中央本線	中津川・金山間	太多線	多治見・美濃太田間	高山本線	岐阜・美濃太田間	関西本線	名古屋・亀山間
線区名	区間																																								
東海道本線	熱海・米原間																																								
御殿場線	国府津・沼津間																																								
身延線	富士・西富士宮間																																								
飯田線	豊橋・豊川間																																								
武豊線	大府・武豊間																																								
中央本線	中津川・金山間																																								
太多線	多治見・美濃太田間																																								
高山本線	岐阜・美濃太田間																																								
関西本線	名古屋・亀山間																																								
線区名	区間																																								
東海道本線 <u>(注)</u>	熱海・米原間 <u>及び大垣・美濃赤坂間</u>																																								
御殿場線	国府津・沼津間																																								
身延線	富士・西富士宮間																																								
飯田線	豊橋・ <u>本長篠間</u>																																								
武豊線	大府・武豊間																																								
中央本線	中津川・金山間																																								
太多線	多治見・美濃太田間																																								
高山本線	岐阜・美濃太田間																																								
関西本線	名古屋・亀山間																																								
(注) <u>新幹線は利用できません。ただし、第35条の2に定める場合を除きます。</u>	(注) <u>東海道新幹線を除きます。</u>																																								

現行				改正			
(中略)				(中略)			
別表第6 (第43条の3) TOICA特別車両券の発売額				別表第6 (第43条の3) <u>TOICA特別車両券に適用する特別車両料金</u>			
営業キロ 地帯	50キロメー トルまで	100キロメー トルまで	101キロメー トル以上	営業キロ 地帯	50キロメー トルまで	100キロメー トルまで	101キロメー トル以上
料金	750円	1,000円	1,550円	料金	750円	1,000円	1,550円
				別表第7 (第45条の2第2項及び第3項) <u>共同で使用する他社の定める方法により乗車又は降車しなければならない駅</u>			
				駅名		共同で使用する他社	
				豊橋		名古屋鉄道株式会社	
				岡崎		愛知環状鉄道株式会社	
				高蔵寺		愛知環状鉄道株式会社	
				弥富		名古屋鉄道株式会社	
				亀山		西日本旅客鉄道株式会社	

附則

この通達は、令和7年3月15日から施行する。